

令和3年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第149条第5号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

令和3年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の2種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

1 実地検査の実施概要

(1) 実地検査の実施方法

ア 実施期間

令和3年8月から令和3年12月まで
(延べ検査日数26日)

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員14名を含む。）63名及び各県事務所出納課の職員25名を検査員に任命し、88名体制により実施。
(延べ検査員数166名)

ウ 検査方法

①概要

例年の基準で選定した機関を実施する予定であったが、令和3年5月7日、本県が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域に指定されたことを受け、会計事務実地検査の実施を見合わせていたところ、令和3年6月20日に指定が解除されたため、準備期間等も考慮して、以下のとおり方針を変更し、8月から実施した。

- (1) 6月および7月中は中止する。中止分は、8月以降に補充して実施しない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として特別の配慮を要する以下の所属について対象機関から除外する。
 - (ア) 健康福祉部の本庁各課
 - (イ) 保健所、保健環境研究所、希望が丘子ども医療福祉センター
 - (ウ) 商工労働部の本庁各課
 - (エ) 特別支援学校（盲学校、聾学校含む）
- (3) 特定消耗品の紛失事案を受けて、特定消耗品の管理状況の検査を重点項目に追加

また、令和3年8月17日、再度本県がまん延防止等重点措置区域に指定されることが決定されたため、同日から令和3年10月15日まで検査を中止し、令和3年10月18日から再開した。

②巡回指導（一般検査）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。

- ・実施機関数 57 機関
 本庁 : 1 課・室
 現地機関 : OKB ふれあい会館・総合庁舎内 4 機関
 単独庁舎 52 機関

③特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生の懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。
- ・実施機関数 2 機関
 本庁 : 0 課・室
 現地機関 : OKB ふれあい開館・総合庁舎内 2 機関
 単独庁舎 0 機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

<検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況 ※特定消耗品について**重点項目**
 (金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務の実地検査における事実確認>

経費の種類	確 認 内 容	確認件数
旅 費	○旅行の事実を確認 ・会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・精算旅費は、連続しない2か月分について確認	402
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等	3

	を電話確認	
修 繕 料	○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・ 写真又は直接現物を確認 ・ 必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	308
備品購入費	○5 件を抽出して備品購入の事実を確認 ・ 物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	270
計		983

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

○現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

2 実地検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）

ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した 57 機関のうち、約 3 分の 1（28.1％）に当たる 16 機関に対して、19 件の文書指摘を行った。
- ・この 16 機関の内訳をみると、6 機関が知事部局、8 機関が教育委員会（8 機関が高等学校）、警察本部が 2 機関で、それぞれの文書指摘件数は 7 件、10 件、2 件であった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	17 機関	29.8%	6 機関	37.5%	7 件	36.9%
教育委員会	28 機関	49.1%	8 機関	50.0%	10 件	52.6%
県立学校	27 機関	47.3%	8 機関	50.0%	10 件	52.6%
その他	1 機関	1.8%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
警察本部	12 機関	21.1%	2 機関	12.5%	2 件	10.5%
合 計	57 機関	100.0%	16 機関	100.0%	19 件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
① 内部牽制機能の状況	1	1	0	0	0
② 内部管理機能の状況	2	0	1	0	1
③ 現金・金券類の取扱状況	4	4	0	0	0
④ 物品の管理状況	1	1	0	0	0
⑤ 収入事務	2	0	1	0	1
⑥ 支出事務（契約関係）	2	0	2	0	0
⑦ 支出事務（補助金関係）	0	0	0	0	0
⑧ 支出事務（その他）	7	1	6	0	0
合 計	19	7	10	0	2

イ 文書指摘の主な内容

① 内部牽制機能の状況

- ・ 前回も内部けん制機能の欠如について指摘されているにもかかわらず、各検査項目について、文書注意事項が散見された。

② 内部管理機能の状況

- ・ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務において、契約書案の決裁を受けることなく契約書が交わされており、収支等命令者による有効な意思決定がされていない。
- ・ 捜査報償費における「捜査費支出伺」の作成不備

③ 現金・金券類の取扱状況

- ・ あらかじめ所属長の承認と、事前決裁書による収支等命令者の決裁を受けることなく、立替払が行われていた。
- ・ 立替金が用務終了後 5 日以内に請求されていなかった。
- ・ 特定消耗品について、前年度繰越分あるいは購入分がすべて供用者に払い出されており、必要最小限度以上の数量が払い出されていた。

④ 物品の管理状況

- ・ 物品処分等調書の未作成があった。

⑤ 収入事務

- ・ P T A 主催土曜開講講座、模擬試験等会場管理費の調定において、調定金額の算定に誤りがあったため、返還金が発生していた。
- ・ 駐在所電気料個人負担分の収入について年度誤りがあった。

⑥ 支出事務（契約関係）

- ・ 契約審査会の議事要旨未作成
- ・ 入札保証金の免除手続きがされていないかった。

⑦ 支出事務（補助金関係）

なし

⑧ 支出事務（その他）

- ・ 前回検査時にも同一の注意事項があったにもかかわらず、工事請負契約において、支払区分が事前決裁書では「通常」とされていたが、事前決裁の変更を行わずに前金払いがされていた。
- ・ 複数の職員での出張に係る復命書について名簿が作成されておらず、復命が不完

全なまま旅費が支払われていた。

- ・演劇等ワークショップ事業について、教員が講師を自家用車にて送迎した際の旅行命令及び旅費の支払いがされていなかった。
- ・電子複写料の支払いについて、請求書の料金計算方法が単価契約書の料金計算方法と異なっていることに気付かず支払い、過払いが発生していた。
- ・学校医の報酬について、勤務条件通知書で定められた支払日から遅延して支払われていた。

(2) 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した2機関について、文書指摘事項はなかった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知 事 部 局	1 機関	50.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
教育委員会	1 機関	50.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
県立学校	0 機関	0.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
そ の 他	1 機関	50.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
警 察 本 部	0 機関	0.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%
合 計	2 機関	100.0%	0 機関	0.0%	0 件	0.0%

3 検査結果の総括と次年度の対応

(1) 検査結果の総括

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止から二度の中止期間を経たため、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、今年度同様にコロナ禍の中、規模を縮小して実施した昨年度と比べても、3分の2程度の実施機関数になった。文書指摘を行った機関数は、縮小規模を踏まえても、指摘件数が40件(2/3の場合は26件)から19件と減少した。
- ・これは、昨年度一部の機関において多数の指摘事項が散見されたことに比べ、一機関当たりの指摘件数が少ない傾向にあったためであるが、今年度も各検査項目について文書注意事項が散見される機関は複数あり、依然として不適切な取扱いが各部局において一定数確認されている。
- ・文書指摘の内容のうち、契約に係る手続きや帳簿の記載等の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払

額の誤り、契約書の案の決裁を受けず公印を使用し、契約を交わした等の会計事務に係る所属のチェック体制に問題があったと思われるものもあった。

- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・令和4年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・また、令和3年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。
- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や文書指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を、引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。